

移籍ルールとチーム登録制度

- 1.協会に登録している複数のチーム間での合同チームは認めるものとする。ただし、nチームがリーグに出場するとき、n-1チームは純正である必要があるものとする。
- 2.協会に登録しているチームにおいて1チームあたり1回の移籍権を認める。1回の移籍権とは、1人の選手を放出するもしくは1人の選手を獲得するという形で部分的に移籍を認めるものである。ただし、1つの団体から複数のチームが参加する場合は参加する各チームに1つの移籍権を認める。また、合同チームとして出場する場合は幾つのチームが合同したかにかかわらず、1つの合同チームあたり1回の移籍権を認めるものとする。
- 3.同じ団体から合同チームを含み複数のチームが出場している場合、そのチームの間において制限つきで選手の移動を認める。制限とは以下の通りである。
 - ①移動可能な選手は協会への登録が初年度の選手のみとする。
 - ②選手の移動は1人の選手につき1回までとする。
 - ③規定試合数を最もチーム数の少ないブロックに所属するチームが行う試合数と定める。このルールに基づき移動を行なった選手が、規定試合数を超過した試合に出場した際に残した成績はタイトル選考の際加味しないものとする。